令和７年12月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 611 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
12月号
第611号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

イイねふるさと！



“有明かぼちゃ”（安曇野市）

－ 主 な 記 事 －

税務ポイント …… ２～３頁
イイねふるさと！ 等 …… ４頁
皆さんこんにちは・岩垂潤氏 …… ５頁
頑張ってます・加藤正一郎氏 …… ５頁
経営レポート …… ６頁
松本税務署からのお知らせ 等 …… ７頁
令和7年度「税を考える週間」関連事業報告… ８頁
生活習慣病健診実施のご案内…… ９頁
会員福利厚生制度 PR …… 10 頁
12月の予定 等 …… 11 頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき… 12 頁
法人会会員相談室ご案内（相談カード付） … 付録

イイねふるさと！

『有明かぼちゃ』（安曇野市）

師走を迎え寒さが厳しくなり、温かくて栄養のある食べ物が食べたくなってきましたね。そんな中、冬至にはかぼちゃを食べるという方も多いのではないでしょうか。今回ご紹介するのは、砂地で水はけがよい安曇野市穂高有明地区の一部で収穫される「有明かぼちゃ」です。残念ながら収穫時期は夏場（８月上旬頃まで）とのことですが地域の“美味しい魅力”としてご紹介いたします。

（関連記事４頁掲載　沖健吏編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑③〕消費税その41

輸入取引に係る消費税の取り扱いについて

Q. 当社は、このたび海外から商品を仕入れることになりました。そもそも輸入取引には消費税はかかるのでしょうか？またその概要を教えて下さい。

A. 保税地域から引き取られる外国貨物、いわゆる輸入品には、原則として消費税がかかります。

この外国貨物を保税地域から引き取る者は、原則としてその引取りの時までに輸入申告書を提出し、消費税を納付しなければなりません。なお、外国貨物の引取りについても、別途地方消費税が課税されます。

課税標準

外国貨物の課税標準は、関税課税価格いわゆるCIF価格（注）に消費税以外の個別消費税の額および関税の額に相当する金額を加算した合計額です。輸入品を引き取る取引が対価性のない取引（無償取引）であっても消費税が課税されます。

㈱ CIF（Cost Insurance and Freight）価格とは、インコタームズ（国際貿易取引条件）のひとつで、運賃、保険料込み条件の貿易価格をいいます。CIF価格は、本船渡し条件価額であるFOB（Free on Board）価格に仕向け地までの運賃と保険料を加えた価格をいいます。

納税義務者

輸入品を引き取る者が消費税の納税義務を負います。したがって、免税事業者はもとより、個人事業者でない給与所得者等であっても、輸入品を引き取るときには納税義務者となります。

輸入品を引き取る取引については、事業者が事業として対価を得て行った取引（事業取引）でないとしても消費税が課税されます。

申告等の方法

輸入品を保税地域から引き取ろうとする者は、原則として、品名、数量、金額等と消費税額などを記載した申告書を保税地域を所轄する税関長に提出し、引き取るときまでに消費税を納付しなければなりません。ただし、税関長に納期限の延長についての申請書を提出し、担保を提供すれば、担保の額の範囲内の消費税額について、最長３か月間の納期限の延長が認められます。

輸入取引に係る消費税の納税地は、課税貨物を引き取る保税地域の所在地（その保税地域を所轄している税関の所在地）となります。外国貨物の引き取りに係る納税地は、国内取引に係る納税地（個人の所在地若しくは法人の本店又は主たる事務所の所在地）と同一の場所にはなりません。

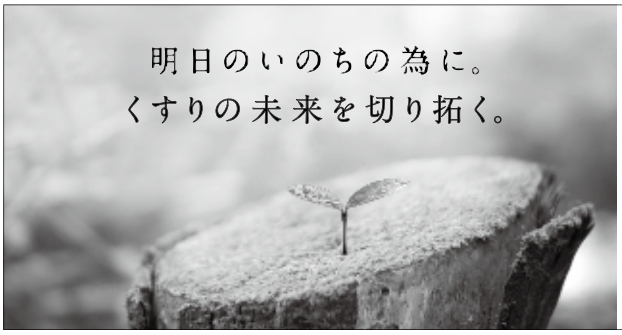
根拠法令等　消法4、5、26、28、47、50、51、消基通 5-6-2

輸入取引に係る輸入手続を委託した場合の仕入税額控除の取扱いについて

Q. 当社は、米国のＡ社から製品を購入するに当たり、その輸入を国内のＢ社に委託することにしました。当該製品の輸入取引に際しては、当社が仕入書上の荷受人となり輸入貨物の引取り者（輸入者）として輸入申告を行うこととなりますが、Ｂ社は、輸入代行者として当社に代わって申告手続を行うとともに、当該製品の保税地域からの引取りに係る消費税（以下「輸入消費税」といいます。）を一時的に負担し、後日、当社からＢ社に対して、輸入消費税相当額を支払うこととしています。

この場合、当該製品に係る輸入消費税については、消費税の課税事業者である当社又はＢ社のいずれにおいて仕入税額控除の対象とすることとなります

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

か。

なお、当該製品の輸入は、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づき、いわゆる限定申告※が必要となるものではありません。

※　消費税法基本通達 11−１−６（実質的な輸入者と輸入申告名義人が異なる場合の取扱い）をご参照ください。

A．貴社の消費税の確定申告において、当該製品の輸入消費税を仕入税額控除の対象とすることとなります。

（理由）

消費税の仕入税額控除の対象となるのは、国内において行う課税仕入れのほか、保税地域からの課税貨物の引取りがあります。この保税地域から引き取った課税貨物に課された又は課されるべき消費税額について仕入税額控除を受けるべき事業者は、消費税法第30条《仕入れに係る消費税額の控除》の規定に基づき、当該課税貨物を引き取った者、すなわち輸入申告を行った者になります。

そして、輸入取引により貨物が輸入される場合で、限定申告が必要となるものでない場合等には、仕入書等に記載されている荷受人が輸入申告を行うこととなります（関税法基本通達６－１(1)）。

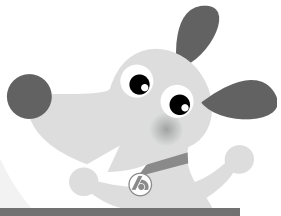
したがって、照会の輸入消費税に係る仕入税額控除は、輸入申告者である貴社が行うこととなり、輸入代行者であるＢ社において行うことはできません。

関係法令通達　消費税法第30条第１項

（税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

キャッシュレス納付をご利用ください

＼簡単・便利／



国税の納税には、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない、大変便利な「キャッシュレス納付」があります。是非ご利用ください。

おすすめ ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）

e-Taxにより申告書等を提出した後、指定した預貯金口座から、即時又は納付日を指定して口座引落しにより納付する方法です。利用する場合は、事前に届出書の提出が必要になります。

こんな方におすすめ
- □ e-Taxで申告等をされている方
- □ 毎月の源泉所得税など、納付する機会が多い方

振替納税

事前に届出した預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に口座引落しにより納付する方法です。申告所得税と個人事業者の方の消費税が対象です。

BANK

こんな方におすすめ
- □ 申告所得税の予定納税や個人消費税の中間申告がある方
- □ 個人事業主で毎年申告している方

インターネットバンキング

契約しているインターネットバンキング等から納付する方法です。

こんな方におすすめ
- □ e-Taxで申告等をされている方
- □ インターネットバンキング又はモバイルバンキングを利用されている方

クレジットカード納付

インターネット上でのクレジットカード支払機能を利用して納付する方法です。
※納付する金額に応じた決済手数料がかかります。

こんな方におすすめ
- □ クレジットカード決済をよく利用されている方
- □ ダイレクト納付やインターネットバンキングに対応する口座をお持ちでない方

スマホアプリ納付

スマートフォンから各種Pay払いを選択し、その残高から納付する方法です。納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。

こんな方におすすめ
- □ スマホ申告をされた方
- □ 普段からPay払いを利用されている方

法人会

法人会は「キャッシュレス納付」の推進に協力しています。

さらに詳しくはWEBへ
キャッシュレス納付　検索

いいね！ふるさと！

『有明かぼちゃ』（安曇野市）
～安曇野にも美味しいかぼちゃがございます～

皆様の食卓にのぼる野菜の中に信州安曇野ならではの伝統野菜が結構ございます。その中で今回ご紹介するのは「有明かぼちゃ」です。かぼちゃは本来ウリ科かぼちゃ属の果菜の総称で原産国はアメリカですが、主要産地は中国、インド、ロシア、ウクライナ、アフリカあたりのようです。日本には１６世紀ごろポルトガル船の寄港地のカンボジアからもたらされた野菜ということで「かぼちゃ」という名前になったらしいです。

かぼちゃの栄養価はとても高く、たんぱく質、不飽和脂肪酸、ミネラル、ベータカロテン、ビタミンＢ群、ビタミンC､ビタミンＥ等が多く含まれ､スーパーフードの一角を占めるほどの優秀な野菜です。種類は西洋かぼちゃ、日本かぼちゃ、ペポかぼちゃに大きく分類されますが地元有明の一部地域では砂地の土壌で水はけがよくそれぞれのかぼちゃ栽培に適しているようです。収穫期は六月～九月ごろだそうですが、ブランドかぼちゃの「有明かぼちゃ」は八月上旬頃までのものを指すそうです。ただし、かぼちゃは少し熟成させたほうが栄養価や旨味が増すため、秋から冬にかけて消費されるようです。

「有明かぼちゃ」の特徴は特に甘みが強くほくほくとした食感で焼いても煮ても形が崩れにくく、かぼちゃの食感や特徴を味わうのに最適種だという評価もあるようです。また昔からで冬至に「かぼちゃ団子」を食して風邪などの体調不良に備える習慣がある安曇野地区にはもってこいの野菜といえるでしょう。近年では地元の高校生の皆さんとコラボレーションをして「有明かぼちゃようかん」の考案など、新しい分野への挑戦もしているようです。普段は何気ない野菜たちも様々な試行錯誤で皆さんの食卓を賑わせてくれるでしょう。ケルト民族の皆さんだけに独占させるのはもったいないです。　**（沖健吏編集委員）**

青年部コーナー　開催報告

青年部創立50周年記念講演会

10月20日、今年創立 50周年を迎えた青年部では、講師にお笑い芸人サバンナ八木真澄さんを講師にお迎えし記念講演会を開催しました。八木さんは難関資格のファイナンシャル・プランニング技能士 1級の資格を取得し、近年はお金に関する講演を各地でされており今回も大変参考になるお話を聞かせてくださいました。



女性部コーナー　開催報告

女性部10月例会

10月22日、女性部10月例会を開催しました。今回の例会には講師に青年部長の川出哲敬氏をお迎えし、青年部が取り組む租税教室模擬授業を女性部員の皆様に体験いただき女性部が取り組む「税に関する絵はがきコンクール」への理解を深める機会となりました。



女性部からのお願い　―児童養護施設「松本児童園」への寄贈物品ご提供のお願い―

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設「松本児童園」への支援を計画しております。今年も子ども達の暮らしに役立つ日用品をお届けしたいと考えておりますので、会員の皆様からのご提供をお願い申し上げます。（12月10日までにお願いいたします。）

※ご提供いただけます場合は、当事務局まで物品をお届けいただくか、ご希望がございましたらお預かりに上がりますのでお気軽にお申し付けください。

【希望物品】

○ペーパー類（トイレットペーパー・ティッシュ）
○タオル類（バスタオル・フェイスタオル）
○洗剤類（衣類用・食器用）　等

ご提供のお申出・お問合せは松本法人会事務局（**電話35-8080**）までお願いいたします。



皆さん こんにちは♪

NPO 法人 ミンピーベーサーバドミントンアカデミー
松本市広丘吉田
理事長　岩垂　潤 氏

『ミンピーベーサー＝夢は大きく！』

長野県全域で園児から高校生向けのバドミントン教室を展開するミンピーベーサーバドミントンアカデミーの岩垂理事長にお話を伺いました。岩垂さんは中学時代から競技を始め、高校時代には後の人生に大きな影響を与えてくれた指導者との出会いもあり、より一層バドミントンに打ち込み、各世代全国レベルの大会などでもご活躍されました。小学校教師となってからも競技を続けると共に長野県のバドミントン普及、強化を目指し各世代の指導者として多くのプレーヤーを育ててきました。



10年間教師として多忙な日々を過ごされる中、自身が打ち込み成長させてくれたバドミントンを通じて「もっと子ども達と向き合いたい。子どもたちに夢を持ってもらえるような活動がしたい」という想いが強くなり教員生活にピリオドを打ち、アカデミーを開校されたそうです。ちなみにアカデミー名「ミンピーベーサー」とはバドミントンの強国インドネシアの言葉で「夢は大きく」を意味するそうです。アカデミーでは基本的な技術はもちろんスポーツマンシップや精神的な強さ、協調性、考えて行動する力などを幅広い世代の子どもたちに伝えています。そんな岩垂さんにご自身の夢を伺うと「世界一のコーチです。選手を育てるのはもちろん、子どもたちの様々な可能性を最大化できるような指導者になりたいと思います」と笑顔で語ってくださいました。

（上兼健司編集委員）

頑張ってます!!



『夢とロマン溢れるゴルフ場を目指して』

あづみ野カントリー株式会社
安曇野市穂高牧
加藤　正一郎 氏

来年で四十周年を迎えるあづみ野カントリークラブは、西には北アルプスを望み、また眼下に安曇野市を一望できる大自然豊かなゴルフ場です。このゴルフ場は陳清波プロの監修により設計され、戦略性に富んだゴルフの醍醐味を味わうことのできる素晴らしいコースで構成されております。

そんな伝統あるゴルフ場の支配人をされているのが加藤正一郎さんです。日々お客様とのコミュニケーションを大切にし、お客様のご要望に寄り添いながら業務を遂行されている姿はゴルフをされる皆さんはもちろん、社員の皆さんにも一目置かれる、そんな存在のようです。毎日忙しい業務をこなされている加藤さんですが、趣味はスキーと読書だそうです。特にスキーに関してはかなりの腕(足？)前でバッジテストでの資格も有するそうです。趣味を通じて心身共にリフレッシュし、また日々の業務に邁進する力を蓄えているそうです。

加藤支配人は「ゴルフを通じ、一人ひとりと向き合いながらお客様との絆を深め、常に求められるよきパートナーとして地域、社会に貢献することができる、夢とロマン溢れるゴルフ場を目指しております。」と熱く語っていただきました。

（沖健吏編集委員）

経営レポート

税務署長の処分に不服がある場合の手続き

税理士　大　塚　賢　治



ＪＡグループ京都会長と関連企業が大阪国税局の税務調査で計８億円の申告漏れを指摘された問題で、同会長は令和７年９月28日、国税不服審判所に審査請求をしました。

国税不服審判所は、国税当局の処分に対する不服申し立てを第三者的立場で審理する機関であり、双方の主張を聞いて裁決をすることになります。

このように税務署長が行った処分に不服があるときは、その処分の取消しや変更を求める国税不服審判所に不服申立てを行うことができます。以下において不服申し立ての流れを確認します。

１．再調査の請求

税務署長が行った更正などの課税処分や差押えなどの滞納処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から３か月以内に、税務署長に対して「再調査の請求」を行うことができます。また、納税者の選択により、再調査の請求を経ずに、直接国税不服審判所長に対して審査請求を行うこともできます。

税務署長は、その処分が正しかったかどうか、改めて見直しを行い、その結果を「再調査決定書」により納税者に通知します。

なお、この再調査の請求に係る決定により、納税者に不利益となるような変更がされることはありません。

２．審査請求

税務署長が行った更正などの課税処分や差押えなどの滞納処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日の翌日から３か月以内に、国税不服審判所長に対して「審査請求」を行うことができます。また、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定を経た後の処分になお不服があるときは、再調査決定の通知を受けた日の翌日から１か月以内に審査請求を行うことができます。

国税不服審判所長は、税務署長の処分が正しかったかどうかを調査・審理し、その結果を「裁決書」により納税者と税務署長に通知します。

なお、裁決により、納税者に不利益となるような変更がされることはありません。

３．訴訟

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から６か月以内に裁判所に「訴訟」を起こすことができます。

注１：再調査の請求から３か月を経過しても再調査の請求に係る決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求を行うことができます。

注２：審査請求から３か月を経過しても裁決がない場合には、裁判所に訴訟を起こすことができます。

注３：災害等の理由により再調査の請求又は審査請求をその期限までにできないときは期限が延長されます。

参考：国税通則法第75条《国税に関する処分についての不服申立て》

大塚会計事務所　〒399-0014 松本市平田東 1-25-11
TEL・FAX0263-85-7330

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

松本税務署からのお知らせ

令和８年

2月16日～3月16日の期間

（所得税の確定申告期間）

税務署の駐車場及び臨時駐車場は、ご利用いただけません。



・税務署へお越しになる際は、公共交通機関をご利用いただくか、近隣の有料駐車場をご利用ください。

・お身体が不自由な方などには、専用の駐車スペースをご用意しております。

長野県法人会連合会　研修動画のご案内

公益財団法人全国法人会総連合が作成した３種類のテキスト

【令和７年度わかりやすい！会社の決算・申告の実務】

【令和７年度版　新設法人のための会社の税金ガイドブック】

【令和７年度税制改正のあらまし】

につきまして、税理士による解説動画を長野県法人会連合会が作成いたしました。各テキストに対して重要なポイントを絞って、それぞれ約10分にて編集していますので、ご多忙の方やベテラン経理担当の方が確認するのに最適です。

検索　長野県法人会連合会 YouTube チャンネル

https://www.youtube.com/channel/UCu8hCagn6cu331eGJWJYxNA



関東信越税理士会
長野支部

解説　高寺（たかてら）　佑佳（ゆか）　税理士

「令和７年度わかりやすい！会社の決算・申告の実務」

「令和７年度版　新設法人のための会社の税金ガイドブック」

「令和７年度税制改正のあらまし」

是非、ご視聴ください！

令和７年度「税を考える週間」関連事業報告

11月11日から17日にかけて全国で行われた「税を考える週間」にあわせ、当会でも様々な取組が行われました。

○松本税務署長講演会開催　（松本間税会･松本法人会共催）

11月６日㈭、松本税務署長の小林由治氏を講師にお迎えし松本税務署長講演会を開催しました。（松本間税会との共催事業）

当日は「税務行政の現状と課題」というテーマで、私たちの暮らしの中における税の役割や現状、国税庁の使命などについてわかりやすくお話をしていただき、参加された皆さん熱心に耳を傾けておられました。



松本税務署長の小林由治氏

○令和７年度時局講演会開催

フリーアナウンサー　**近藤　サト　氏**　講演会

『「自分らしく生きる」とは』

（関東信越税理士会長野県支部連合会･同松本支部、松本法人会共催）

11月14日㈮、地域社会貢献活動の一環として本年度の時局講演会をホテルブエナビスタにて開催いたしました。講師にフリーアナウンサーの近藤サトさんをお招きし『「自分らしく生きる」とは』というテーマでお話を伺いました。



講師の近藤サト氏



講演では講師の近藤さんの「グレイヘア」「着物」という魅力がどのようにして生まれたかというお話を通じ、固定概念にとらわれず『自分らしく生きることの大切さ』について大変分かりやすくお話していただきました。

○女性部主催「税に関する絵はがきコンクール」応募作品がアイシティで開催された『税金展』で展示されました♪


会場を彩った
「税に関する絵はがき作品」

山形村のショッピングセンター アイシティ21で、税を考える週間期間中に開催された『税金展』にて、当会女性部が取り組みを続ける「税に関する絵はがきコンクール」に寄せられた絵はがき作品が展示され、会場に彩りを添えました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、小学生を対象に、税金の正しい知識と仕組みを伝えるために開催される「租税教室」に参加してもらった児童に、授業で学んだことを１枚の絵はがきに描いてもらう取り組みです。児童たちが税金について学び、感じたことが素直に描かれた作品はどれも素晴らしいものばかりでした。

○「国税の窓」特別番組『第 22 回クイズ税金百科』放送（収録参加）

テレビ松本ケーブルビジョンが制作する「国税の窓」の特別番組「第22回クイズ税金百科」が11月15日･16日に放送されました。この番組は税を考える週間に合わせ松本税務署管内納税関係団体連絡協議会が主催し、税に関するクイズに中学生が挑戦する内容となっております。番組の収録は10月25日に行われ、当会からは渡辺女性部長が参加されました。



○令和７年度県税功労者等知事表彰伝達式が執り行われました

11月12日㈬に、県税功労者等知事表彰伝達式が執り行われ、当会から次の方々が受賞されました。誠におめでとうございます。

◎県税功労者等知事表彰感謝状 受彰者

忠地　恵子　氏（常任理事･広報副委員長･女性部副部長）

大月　清光　氏（理事・組織副委員長）

会員企業の経営者・従業員の方々の健康を願って！
～企業の繁栄は働く人の健康管理から～

法人会 生活習慣病健診実施のご案内

夏期、冬期と実施している健康診断です。**充実の健診内容に、割安な費用。健診所要時間も２時間程度と、お仕事の負担にならない**ことなどから毎回大変ご好評をいただいております。今回は

①【基本コース】通常必要とされる検査項目を内容とするコース

②【ドック健診コース】基本コースに「腫瘍マーカー検査」「超音波（エコー）検査」を追加

③【プレミアドックコース】ドック検診コースに「尿沈渣」「眼圧（緑内障検査）」「血液検査の血液像」「血清鉄」「シフラ（肺がん腫瘍マーカー）」を追加

上記３つのコースに加え充実のオプション検査も用意しております。いずれのコースも『全国健康保険協会（協会けんぽ）』加入事業者様につきましては協会けんぽの補助制度もご利用いただけます。

詳細につきましては、封書にてお届けしております ご案内（申込書付）をご確認いただき、お申込みいただきますようお願い申し上げます。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。（電話：35-8080）

日程

令和８年２月４日㈬
２月５日㈭
２月６日㈮
２月９日㈪
２月10日㈫

受付時間 各日とも
午前 8:00～ 午前 8:30～
午前 9:00～ 午前 9:30～
午前10:00～ 午前10:30～

会場

南松ホール（旧 林友ホール）松本市双葉 18-22

費用 ※費用はすべて消費税込価格です。

①〔基本コース〕
- Ａ：通常受診　17,000円
- Ｃ：協会けんぽ扱い　5,613円

②〔ドック健診コース〕
- Ｂ：通常受診　27,000円
- Ｄ：協会けんぽ扱い　14,113円

③ 【プレミアドッグコース】
- Ｅ：通常受診　31,000円
- Ｆ：協会けんぽ扱い　18,113円

☆その他各種オプション検査（別料金）もございます。

オプション①	肝炎ウイルス検査	4,000円
オプション②	アミノインデックス検査（AICS ※がんスクリーニング検査）	23,000円
オプション③	ロックスインデックス（LOX-index）※脳梗塞・心筋梗塞のリスク検査	12,500円
オプション④	頸動脈超音波検査	6,600円
オプション⑤	腸内フローラ検査	16,500円
オプション⑥	View アレルギー39検査	13,000円
オプション⑦	甲状腺検査	4,400円
オプション⑧	前立腺腫瘍マーカー検査（PSA）※男性	1,700円
オプション⑨	乳房超音波検査※女性	1,700円
オプション⑩	下腹部超音波検査(子宮、卵巣)※女性	3,000円
オプション⑪	卵巣がんマーカー（CA125）※女性	2,000円
オプション⑫	乳がんマーカー（CA15-3）※女性	1,500円
オプション⑬	子宮がんマーカー（SCC）※女性	1,600円
オプション⑭	NT-proBNP 検査（心不全リスク検査）	2,750円
オプション⑮	歯周病唾液検査	2,300円

申込締切 **令和７年 12月25日㈭**

備考 ⑴ 検査は **（一財）全日本労働福祉協会** が行います。

⑵ 検査結果につきましては概ね３週間で通知いたします。



法人会がん保険制度
公益財団法人 全国法人会総連合

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで
あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート(＊1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査(＊2)、**診断前の通院、**
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

(＊1)アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)をご確認ください。
(＊2)所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「消費税申告一声運動実施中」

引受保険会社
「生きる」を創る。
Aflac アフラック
長野支社 〒380-0823長野県長野市南千歳1-12-7　新正和ビル4階
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!　アフラック 法人会　検索

No.1 アフラック がん保険 契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

P24245　AFアツ課-2024-0542-2511010　12月26日

12 月の予定

８日県連女性部連絡協議会
９日新設法人説明会　10日県連事務局長会議
12日役員会　17日女性部松本児童園訪問
18日決算説明会　23日青年部12月例会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税の説明会 /11月決算法人対象）
12 月 18 日㈭ 午後２時より
松本市駅前会館 ４階「大会議室」

法人会全国大会『高知大会』
― 参加報告 ―

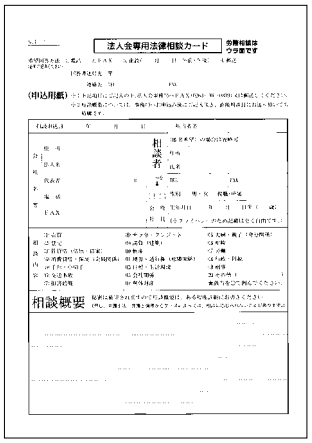
10月16日、高知県高知市にて第41回法人会全国大会が開催されました。大会式典では令和８年度の税制改正に関する提言の報告がされると共に、各種表彰、大会宣言が行われました。



トラブル発生時、いつでもご利用いただけます

法人会 会員無料相談室サービスのご案内





会員企業の皆様が企業経営を行う中で様々な法律トラブル・労務トラブルへの対応を求められる場面もあるかと思われます。

そうした皆様のお役に立てればということで、当会では「法人会 会員無料相談室サービス」制度を設けており、今月号付録としての**ご案内と相談カード**をお届けしております。

万が一のトラブルが発生した際に当会顧問弁護士、社会保険労務士から適切なアドバイスが受けられる制度です。詳しくはご案内をご確認ください。

【相談員】

≪法律相談≫　三浦　守孝 弁護士
（三浦法律事務所）

≪労務相談≫　上嶋　宏 社会保険労務士
（かみじま社会保険労務士事務所）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

ご利用下さい！！



法人会の会員限定

インターネットセミナー（ネット配信）サービス
セミナービデオレンタル（DVD・CD）

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください！！

パソコンでセミナーが受講できる！
インターネットセミナー 毎月更新

お好みのセミナーをＰＣやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載！

セミナーDVDレンタルサービス
会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のＤＶＤを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます！

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、上記バナーをクリックしていただき、簡単な入力または登録をするだけ！

※インターネットセミナー　ご利用時は
会員ＩＤ：hj0915　パスワード：8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP
http:／／www.matsumotohojinkai.or.jp

地区トピックス　ＪＲ松本駅到着アナウンスが変更（松本市）



ＪＲ松本駅に電車が到着した際に流れる「まつもとぉ～、まつもとぉ～」のどこか懐かしいアナウンス。遠方から帰ってきたときなどに聞くと「ああ、故郷に帰ってきたなぁ」と思うこともしばしば。約40年にわたり流されてきたこのアナウンスが11月に設備の改修に伴い変更されました。**（上兼健司編集委員）**

川柳コーナー

１０３の壁超え変わるか負担感　新米

関税で自分の首もきつくなり　愛娘

親のサンタにお付き合い　（上兼）

あとがき

私は最近食育に興味を持ち、私たちが普段から摂取している食材についていろいろと調べてみました。すると、日本は食について安全な国と思っていましたが、世界有数の食品添加物を使っている国であるとのことがわかりました（海外とは食品添加物の定義が異なる部分もあるそうなので一概には言えませんが）。

人間は全て食べる物と水で生きていると言っても過言ではないと思います。古くから日本人は味噌、納豆、漬物などの発酵食品を多く食べてきましたが、戦後外国からいろいろな食材が入ったことで日本人の食生活も変わりました。それに伴いいろいろな病気も増えたと思います。そう思うと昔からの日本食を再度見直していくことも大切なのではと思います。

話は変わりますが、高市早苗氏が女性初の総理大臣に就任し、日本もこれから様々な面で変化が進むものと思います。アベノミクスに続くサナエノミクス。株式市場だけでなく食育なども変わっていってほしいと思います

（上兼）

（本号編集委員：上兼健司　沖　健吏）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社